

北海道男女平等参画基本計画の概要

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されるなど、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置づける「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」及び「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画
- ・「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資する基本計画

3 計画の期間

- ・計画期間：概ね、10年間（平成30年度～39年度）※具体的な取組については5年間

第2章 男女平等参画の実現に向けた課題

1 男女平等参画に関する意識の向上

男女平等参画に対する意識の醸成や理解が促進されるよう、積極的に啓発に努めていく必要がある。

2 女性が活躍できる環境づくり

関係機関と連携しながら、保育所待機児童の解消や男性の育児休業の取得促進などの働き方改革を進め、あらゆる分野において女性が活躍できる環境を整備していくことが必要。

3 安心して暮らせる社会の実現

男女平等参画の視点から就業・生活面での環境整備が課題。

女性に対する暴力を容認しない社会の実現に向け積極的に取り組む必要がある。

第3章 計画の概要

1 基本理念（北海道男女平等参画推進条例第3条）

男女の
人権の尊重

男女平等参画の
推進への配慮

政策・方針決定
における男女の
平等参画

あらゆる分野
における活動
の両立

国際社会の動向
を踏まえた取組

2 本計画において強調する視点

- (1) 意識変革の推進
- (2) 様々な分野における女性の活躍の促進
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

3 基本目標

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

- ・ 固定的な性別役割分担意識が、いまだ根強く残っている状況を解消し、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会づくりが重要であるという考え方の理解を促進し、意識の変革を図る。

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

- ・ 男女が各々の能力を十分発揮し仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、ライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性の活躍を推進する。
- ・ 農林水産業や商工業等の自営業における女性の経営参画や、農山漁村等における女性の活躍支援を図る。

目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

- ・ 暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図る。
- ・ 男女が互いの身体の特徴を理解しながら健康でいきいきと生活していくことが重要なことから総合的な支援を図る。
- ・ ひとり親家庭や非正規雇用労働者などの人々が安心して暮らせる取組の促進を図る。

4 計画推進の指標項目及び参考項目

(1) 指標項目 ～ 成果を検証する際に用いる項目として目標値を設定

25項目

(2) 参考項目 ～ 男女平等参画の状況把握のための参考とする項目

62項目

第4章 計画の内容

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向	施策の方向
1 男女平等参画の啓発の推進	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) メディア等における男女平等の理念への配慮 (3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進
2 男女平等の視点に立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進 (3) 社会における男女平等教育の推進

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向	施策の方向
1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進	(1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築 (2) 地域で活躍する女性の「見える化」
2 働く場における女性の活躍促進	(1) 政策・方針決定への女性の参画拡大 (2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革 (3) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援 (5) 女性の円滑な再就職の支援 (6) 起業・多様な働き方支援 (7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 (8) 育児、介護の支援体制の充実 (9) 相談業務の充実
3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
4 地域社会における男女平等参画の促進	(1) 地域活動の促進 (2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進

目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

基本方向	施策の方向
1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
2 みんなが安心して暮らせる環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援 (2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
3 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援の推進 (2) 妊娠、出産等に関する健康支援

第5章 計画の総合的な推進

1 道における推進体制

- ・ 知事部局、教育委員会、警察本部が密接に連携・協力して、施策の効果的な推進を図る。
- ・ 「道立女性プラザ」において、拠点施設にふさわしい多様な機能を発揮するため、体制の整備に努めるとともに、事業の効果的な展開を図る。

2 国との連携等

- ・ 情報の収集や交換を行うなど国との連携を図り、国に対し、それぞれの分野での法、制度などの整備や充実について要請する。

3 市町村推進体制への支援

- ・ 市町村の施策が効果的に展開されるよう、情報交換、広報・啓発などについて一層の連携を図るとともに、市町村における自主的な取組に対して、支援、協力を努める。

4 道民、関係団体等との連携

- ・ 男女平等参画を推進する団体相互の交流や情報交換などのネットワークづくりを一層促進するなど、道民との協働による地域社会づくりを推進する。

5 計画の推進管理

- ・ 男女平等参画の現状や問題点について把握に努めるなど、定期的な実施点検を行う。